改正後	改正前
（管理室等及び企画官等） **第一条**　秘書課に、管理室及び情報化統括室並びに企画官一人、人事調査官一人、管理予算調整官一人、監査専門官一人、情報企画調整官一人、業務情報化戦略調整官一人、情報セキュリティ分析専門官一人及び情報セキュリティ対策専門官一人を置く。 ［2～10　略］ 11　業務情報化戦略調整官は、命を受けて、情報化統括室の所掌事務のうち金融庁の情報システムの整備及び管理に関する計画の企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。 12　［略］ 13　（国際室及び企画官等） **第二条**　総務課に、国際室並びに企画官三人、公文書管理調整官一人、国会連絡調整官一人、広報企画調整官一人、国際銀行規制調整官一人、国際保険規制調整官一人、国際証券規制調整官一人、海外展開推進調整官一人、国際協力調整官一人及び金融国際審議官補佐官一人を置く。 ［2～4　略］ 5　公文書管理調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち公文書類の管理の適正な実施の確保に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。 6　［略］ 7　［略］ 8　［略］ 9　［略］ 10　［略］ 11　［略］ 12　［略］ 13　［略］	（管理室等及び企画官等） **第一条**　秘書課に、管理室及び情報化統括室並びに企画官一人、人事調査官一人、管理予算調整官一人、監査専門官一人、情報企画調整官一人、情報セキュリティ分析専門官一人及び情報セキュリティ対策専門官一人を置く。 ［2～10　同上］ ［項を加える。］ 11　［同上］ 12　［同上］ （国際室及び企画官等） **第二条**　総務課に、国際室並びに企画官三人、国会連絡調整官一人、広報企画調整官一人、国際銀行規制調整官一人、国際保険規制調整官一人、国際証券規制調整官一人、海外展開推進調整官一人、国際協力調整官一人及び金融国際審議官補佐官一人を置く。 ［2～4　同上］ ［項を加える。］ 5　［同上］ 6　［同上］ 7　［同上］ 8　［同上］ 9　［同上］ 10　［同上］ 11　［同上］ 12　［同上］

（主任統括検査官等）
第五条　リスク分析総括課に、主任統括検査官八人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官十九人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十三人及び金融証券検査官三百八人（うち百五十七人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
［2～8　略］
（主任統括検査官等）
第九条　監督局に、主任統括検査官三人、統括検査官二人、特別検査官十三人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官八十九人を置く。
（地域金融生産性向上支援室等及び地域銀行調整官等）
第十二条　銀行第二課に、地域金融生産性向上支援室及び協同組織金融室並びに地域銀行調整官一人及び主任地域金融調査官一人を置く。
［2～6　略］
7　主任地域金融調査官は、命を受けて、銀行第二課の所掌事務のうち地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の推進に関する事務に従事する。
（総括調整官等）
第二十三条　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官三人、主任証券取引審査官五人、証券取引審査官五十一人（うち二十四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、インターネット審査官七人、主任国際専門審査官一人、国際専門審査官四人、統括検査官六人、特別検査官二十一人、専門検査官十四人、証券検査官百五十五人（うち百人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものと

（主任統括検査官等）
第五条　リスク分析総括課に、主任統括検査官八人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官十九人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十三人及び金融証券検査官三百八人（うち百五十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
［2～8　同上］
（主任統括検査官等）
第九条　監督局に、主任統括検査官三人、統括検査官二人、特別検査官十三人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官七十九人を置く。
（地域金融生産性向上支援室等及び地域銀行調整官）
第十二条　銀行第二課に、地域金融生産性向上支援室及び協同組織金融室並びに地域銀行調整官一人を置く。
［2～6　同上］
［項を加える。］

（総括調整官等）
第二十三条　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官三人、主任証券取引審査官五人、証券取引審査官五十一人（うち二十四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、インターネット審査官七人、主任国際専門審査官一人、国際専門審査官四人、統括検査官六人、特別検査官二十一人、専門検査官十四人、証券検査官百五十五人（うち九十九人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるも